

【質問事項①】

当該入札の前回及び前々回の入札結果をご教示頂けるか？

【回答】

今回新規物件のためございません。

【質問事項②】

公告や入札案内に記載の予定価格（最低貸付金額）は、税込み金額か？

【回答】

公告や入札案内に記載の予定価格（最低貸付金額）は税抜きです。

なお、契約時に消費税及び地方消費税相当額が加算されますのでご注意ください。

【質問事項③】

入札案内書 7 ページ必要書類等(2)に「実績のわかるもの」とあるが、どのようなものか。官公庁との契約実績は必要か。

【回答】

使用用途が記載されている土地の賃貸借契約書等が該当します。

自らの土地の上に自らがコインパーキングの運営を行っている場合、土地の所有が入札者であり、運営を行っているのも入札者であることがわかるものをご用意ください。

官公庁との契約実績は必要ではありません。

なお、個人情報の取り扱いにより貸主の氏名を黒塗りにする場合、入札者が借主であることと、使用用途がわかるようにしてください。

【質問事項④】

入札案内書 7 ページ必要書類等(3)に「返信用封筒（簡易書留料金分の切手を貼ったもの」とある。

切手はどの程度必要か。

【回答】

簡易書留については、一律 350 円となります。

内容物は A4 書類で 3 枚程度になります。ご利用される封筒の重さを勘案のうえ、重さに合った切手を貼ってください。

なお、封筒について規定はありませんが、ゆうパックやゆうメールは認められません。

【質問事項⑤】

開札日当日、入札室に入れるか。
何人までか。

【回答】

入札者のうち、希望者については立会いを認めています。

ただし、**入札書送付時に同封している開札立会参加申込書の提出が必要です。**

提出がない場合は立会いはできません。

なお、人数については、2名程度でお願いします。

※入室可能人数には制限がありますので、立会い希望者があまりに多い場合は代表の方のみ入室となる可能性もございます。ご了承ください。

その場合は、事前にご連絡いたします。

【質問事項⑥】

入札参加申込み後に社名等が変更された場合どのような手続きをとればいいのか。

【回答】

個別ご相談ください。

【質問事項⑦】

入札保証金の納付は必ず必要なのか。

【回答】

競争入札参加資格を有すると認められた方のうち、提出された運営実績等を考慮の上、契約を履行しないおそれがないと認められる場合には免除することもあります。

入札保証金の納付の要否は、入札書等送付時にあわせてお知らせします。

【質問事項⑧】

明確な賃貸借範囲の指定があるのか否か。各物件詳細の赤枠にて図示した以外の位置に、精算機・看板等の設置は現状通り可能か。

【回答】

賃貸借範囲はあくまで仕様書に記載の赤枠の範囲となります。

精算機の設置場所については、原則として赤枠でお示しした賃貸借範囲内への設置となります。ただし、現状で精算機が設置されている場所が範囲外の場合に限り、協議の上認めることがあります。

賃貸借範囲以外の場所で案内板等の広告物の設置を希望する場合は、別途協議の上認めることがありますので契約後にご相談ください。

※なお、現状優先となり、貸付物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査等はありません。

【質問事項⑨】

運営台数について、1台以上という要件がある。

貸付面積が広い場合、1台以上であれば何台の運営でも問題はないのか。

【回答】

要件としてはご質問の通りです。

ただし、貸付面積が減少するわけではありません。

コインパーキングを運営していない部分については、借受人で適切に管理してください。

【質問事項⑩】

入札辞退届について、複数物件に入札した場合、個別に辞退することはできないのか。

【回答】

個別に辞退することは可能です。辞退したい物件番号に○をつけてください。

【質問事項⑪】

コインパーキングの運営方法はゲート式、フラップ板式のどちらかに限るのか。

【回答】

運営方法が時間貸しであれば、ゲート式、フラップ板式に限定はしていません。
ただし、支払い方法が1日単位のみでの運営は時間貸しとお認めできません。
また、会員登録をしなければ利用ができない等、利用者を限定する運営方法もお認めできません。

(○) ○○円／1時間 又は●●円／日

(×) ○○円／日

【質問事項⑫】

コインパーキングの運営に係る市営住宅敷地の一時貸付の運営形態について、

1. 前払い式チケット発券制
2. 6時間 300円・24時間 600円といった料金設定でもよいのか。

【回答】

具体的な支払方法や料金については定めておりません。

料金設定について、コインパーキングの運営の条件として「月額使用料（コインパーキングの場合は一日の最大料金を30倍したもの）が市営住宅入居者の駐車場使用料以下とならないようにすること」となっておりますので、入札予定の対象の駐車場月額使用料をご確認ください。

また、支払方法が1日単位のみでの運営は時間貸しとお認めできませんのでご注意ください。

〈参考〉【質問事項⑪】